金沢市公報

号外第13号の２
平成22年（2010年）６月24日
〒920-8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金沢市役所
（題字　山出金沢市長）

◎　目　次　ページ

●条　例
○職員の育児休業等に関する条例及び職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例　（職　員　課）　1
○金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例　（　〃　）　3
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例　（税　務　課）　4
○金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例　（市立工業高等学校）　8
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例　（生涯学習課）　9
○金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例　（観光交流課）　9
○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例　（医療保険課）　10
○金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例　（歩ける環境推進課）　10
○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例　（企業総務課）　10
○金沢市水道給水条例の一部を改正する条例　（　〃　）　11
○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例　（予　防　課）　14
○金沢市消防団条例の一部を改正する条例　（消防総務課）　14

条　　例

職員の育児休業等に関する条例及び職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第26号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１号及び第２号を削り、第３号を第１号とし、第４号を第２号とし、第５号及び第６号を削り、同条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第２条の２　育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第３条の見出しを「（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第１号中「第５条第２号に掲げる」を「第５条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第４号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子

の親であるものに限る。）が３月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「３月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第５号中「再度の」を削る。

第５条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第１号及び第２号を削り、第３号を第１号とし、第４号を第２号とし、第５号及び第６号を削る。

第11条第１号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第14条第２号」を「第14条第１号」に改め、同条第４号中「第14条第３号」を「第14条第２号」に改め、同条第５号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が３月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

第22条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

（職員の服務等に関する条例の一部改正）

第２条　職員の服務等に関する条例（平成７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第４項中「前３項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項及び前項」に、「次項」を「第３項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第４項とし、同条第２項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成22年６月30日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第１条の規定による改正前の職

員の育児休業等に関する条例第３条第４号又は第11条第５号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第１条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第３条第４号又は第11条第５号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

３　第２条の規定による改正後の職員の服務等に関する条例第８条の３第２項の規定による請求又は施行日以後の日を同条第３項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　　山　　出　　　　保

◎金沢市条例第27号

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

（金沢市職員退職手当支給条例の一部改正）

第１条　金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第９条第７項及び第８項中「第38条第１項各号のいずれか」を「第38条第１項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第４号中「第56条の２第３項」を「第56条の３第３項」に改め、同条第14項第１号中「第56条の２第１項第１号イ」を「第56条の３第１項第１号イ」に改め、同項第２号中「第56条の２第１項第１号ロ」を「第56条の３第１項第１号ロ」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第２条　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第７項中「第38条第１項各号のいずれか」を「第38条第１項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例の規定及び第２条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、平成22年４月１日から適用する。

２　平成22年４月１日（以下「適用日」という。）前に金沢市職員退職手当支給条例第１条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において当該職員であって、適用日以後引き続き当該職員であるものに対する第１条の規定による改正後の同条例第９条第７項及び第８項の規定の適用については、なお従前の例による。

３　適用日前に企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第２条に規定する職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において当該職員であ

って、適用日以後引き続き当該職員であるものに対する第２条の規定による改正後の同条例第15条第７項の規定の適用については、なお従前の例による。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第28号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第１号中「、第５項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第２号中「第321条の８第27項及び第28項」を「第321条の８第22項及び第23項」に改める。

第29条第２項中「同項第１号の２」を「同項第２号」に、「同項第１号の３」を「同項第３号」に、「、同項第２号の均等割額の算定期間又は同項第３号」を「又は同項第４号」に改める。

第32条の３の次に次の２条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第32条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

２　前項又は法第317条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

３　前２項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第

４項において同じ。）により提供することができる。

５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第32条の３の３　所得税法第203条の５第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)　当該公的年金等支払者の名称

(2)　扶養親族の氏名

(3)　その他施行規則で定める事項

２　前項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の５第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。

３　第１項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の５第４項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第35条の７第１項中「第５項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第５項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第２項中「第321条の８第27項」を「第321条の８第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「、第５項又は第24項」を「又は第19項」に、「同

条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第３項中「、第５項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の８第28項」を「第321条の８第23項」に改める。

第35条の８第２項中「、第５項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「、第４項又は第５項」を「又は第４項」に改め、同条第３項中「、第５項又は第24項」を「又は第19項」に改める。

第39条第５項中「第10条の２の10」を「第10条の２の11」に改める。

第77条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

第118条第１項中「並びに当該都市計画区域のうち市街化調整区域において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行される場合における当該区域その他条例で定める特別の事情がある区域内に所在する土地及び家屋」を削る。

附則第21条の２の３を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第21条の２の３　市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第５項第２号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第１項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が２以上の同条第５項第１号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、政令附則第18条の６の２第３項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第２項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

２　租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、政令附則第18条の６の２第２項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第４項第１号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の３第２項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第21条の２の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第37条第１項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成22年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 第118条第１項の改正規定　公布の日

(2) 第32条の３の次に２条を加える改正規定及び第39条第５項の改正規定並びに次条第１項から第３項までの規定　平成23年１月１日

(3) 附則第21条の２の３の改正規定及び次条第４項の規定　平成25年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第32条の３の２の規定は、平成23年１月１日以後に提出する同条第１項及び第２項に規定する申告書について適用する。

２　新条例第32条の３の３の規定は、平成23年１月１日以後に提出する同条第１項に規定する申告書について適用する。

３　平成23年中に新条例第32条の３の３第１項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第２項中「前項又は法第317条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第１条の規定による改正前の所得税法第203条の５第１項の規定による申告書（同条第２項の規定により提出した同条第１項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の３の３第１項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

４　新条例附則第21条の２の３の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

５　新条例第12条、第29条、第35条の７及び第35条の８の規定は、平成22年10月１日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われる場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第３条　平成22年10月１日（次項及び第３項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

２　指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第74条第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第６項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第39条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ

税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　1,000本につき1,320円

(2) 新条例附則第37条第１項に規定する紙巻たばこ　1,000本につき626円

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第２号様式による申告書を指定日から起算して１月以内に市長に提出しなければならない。

4　前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年３月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第６項において「施行規則」という。）第34号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

5　第２項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第76条第２項、第80条第４項及び第５項並びに第83条の規定を適用する。この場合において、新条例第12条第１号中「第80条第１項若しくは第２項」とあるのは「金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成22年条例第28号。以下この条及び第２章第４節において「平成22年改正条例」という。）附則第３条第３項」と、同条第２号中「第80条第１項若しくは第２項」とあるのは「平成22年改正条例附則第３条第３項」と、新条例第76条第２項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第３条第２項」と、新条例第80条第４項中「施行規則第34号の２様式又は第34号の２の２様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第２号様式」と、同条第５項中「第１項又は第２項」とあるのは「平成22年改正条例附則第３条第４項」と、新条例第83条第２項中「第80条第１項又は第２項」とあるのは「平成22年改正条例附則第３条第４項」と読み替えるものとする。

6　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第２項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第81条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第80条第１項から第３項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の５様式による書類を添付しなければならない。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第29号

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条を次のように改める。

第１条　この条例は、金沢市立工業高等学校の授業料、入学料及び入学検定手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条　授業料は、徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが金沢市立工業高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある者として規則で定める者については、授業料を徴収する。

２　授業料（前項ただし書の規定により徴収する授業料に限る。以下同じ。）の額は、次のとおりとする。

(1) 本科第１部　生徒１人につき１箇月　9,900円

(2) 本科第２部（夜間部）　生徒１人につき１箇月　2,700円

第８条中「並びにその手続」を「及び徴収の手続」に改める。

附則第２項及び附則第３項を削り、附則第１項の項番号を削る。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の第２条第１項本文の規定は、平成22年４月分からの授業料について適用し、同年３月分までの授業料については、なお従前の例による。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第30号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市犀川公民館の項を次のように改める。

金沢市犀川公民館	金沢市末町６の67番地１

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第31号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成９年条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第１にし茶屋観光駐車場の項中「午後８時」を「午後10時」に改める。

附　則

この条例は、平成22年７月１日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第32号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項中「第72条の５」を「第72条の４」に改める。

第19条の３第２号中「法第72条の４第１項の規定による繰入金、法第72条の５の規定による負担金」を「法第72条の４の規定による負担金」に改める。

第31条第１項第１号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第３条（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第33号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例（平成３年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１金沢市営表参道自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営十間町自転車駐車場	金沢市十間町39番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等

別表第２金沢市営表参道自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営十間町自転車駐車場	午前零時から午後12時まで

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　　山　　出　　　　　保

◎金沢市条例第34号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第３条第６項第２号及び第３号を次のように改める。

(2) 処理面積　8,869ヘクタール

(3) 処理人口　423,640人

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　　山　　出　　　　　保

◎金沢市条例第35号

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出しを「（水道料金の支払義務）」に改める。

第21条の見出しを「（水道料金）」に改め、同条第１項中「及び口径別使用料金の合算額」を削り、同条第２項及び第３項を削る。

第22条中「２箇月に１回の量水器の点検（以下「隔月検針」という。）」を「隔月検針（２箇月に１回の量水器の点検（以下「検針」という。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条ただし書中「毎月１回の量水器の点検（以下「毎月検針」という。）」を「毎月検針（毎月１回の検針をいう。以下同じ。）」に改める。

第23条第２号中「量水器を点検できない」を「検針ができない」に改める。

第24条の表を次のように改める。

用途	金額（１月につき）	
	基本料金	従量料金（使用水量１立方メートルにつき）
家庭用	1,000円	10立方メートルまでの使用水量　22円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの使用水量　105円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの使用水量　113円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの

		使用水量　140円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの使用水量　165円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの使用水量　185円
		200立方メートルを超える使用水量　210円
業務用	1,400円	10立方メートルまでの使用水量　22円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの使用水量　182円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの使用水量　208円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの使用水量　234円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの使用水量　259円
		200立方メートルを超え300立方メートルまでの使用水量　284円
		300立方メートルを超える使用水量　309円
公衆浴場用	100立方メートルまでの使用水量　1,918円	100立方メートルを超える使用水量　33円
特殊用	30立方メートルまでの使用水量　10,800円	30立方メートルを超える使用水量　510円
船舶用		使用水量１立方メートルにつき　220円
消火演習用		消火栓口１個につき、放水時間10分までごとに　880円

摘要

1　この表において「１月」とは、隔月検針をする場合においては検針をした日から次の検針をした日までの期間の２分の１に相当する期間を、毎月検針をする場合においては検針をした日から次の検針をした日までの期間をいう。ただし、水道の使用を開始した場合においては当該水道の使用を開始した日から次に検針をした日までの期間（その期間が30日を超えるものは、30日及びそれを

超える期間のそれぞれの期間）を、水道の使用を休止し、又は廃止した場合においては直前に検針をした日から当該水道の使用を休止し、又は廃止した日までの期間（その期間が30日を超えるものは、30日及びそれを超える期間のそれぞれの期間）をいう。

2　次に掲げる期間が15日以内である場合における当該期間に係る基本料金の額は、この表に定める基本料金の額の２分の１に相当する額とする。

(1) 水道の使用を開始した場合においては、当該水道の使用を開始した日から次に検針をした日までの期間（その期間が30日を超えるものは、30日を除く期間）

(2) 水道の使用を休止し、又は廃止した場合においては、直前に検針をした日から当該水道の使用を休止し、又は廃止した日までの期間（その期間が30日を超えるものは、30日を除く期間）

3　基本料金は、給水を受けなかった場合においても徴収する。

第25条第１項中「量水器の点検」を「検針」に改め、同条第４項中「摘要の項第１号」を「摘要第１項」に改め、同条に次の１項を加える。

5　水道の用途が家庭用である使用者で、管理者が別に定めるところにより当該用途に係る水を消雪に使用するものに係る給水使用料金は、第22条の規定により算定した使用水量（第23条の規定により使用水量を認定した場合にあっては、当該認定した使用水量）から消雪に使用した水量（管理者が適当であると認める水量測定器により算定したものに限る。）に10分の３を乗じて得た水量（この水量に１立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量）を減じた水量を使用水量とみなして、前条の表により計算する。

第26条を次のように改める。

第26条　削除

第32条第２号中「量水器の点検」を「検針」に改める。

附　則

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の最後に量水器の点検をした日（以下「施行前検針日」という。）の翌日から施行日以後の最初に量水器の点検をする日（以下「施行後検針日」という。）までの期間（以下「検針期間」という。）の給水使用料金は、検針期間の使用水量に応じて改正前の第24条及び第25条の規定により算出した給水使用料金（２箇月に１回の量水器の点検のものにあっては、２箇月分の給水使用料金とする。以下同じ。）に、施行前検針日の翌日から施行日の前日までの日数を検針期間の日数で除して得た数を乗じて得た額と、検針期間の使用水量に応じて改正後の第24条及び第25条の規定により算出した給水使用料金に、施行日から施行後検針日までの日数を検針期間の日数で除して得た数を乗じて得た額との合計額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3　施行日の属する月の前月分までの口径別使用料金については、なお従前の例による。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第36号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第２項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第29条の５第３号中「第３条第２項第２号」を「第３条第３項第２号」に改め、同条第４号中「第３条第２項第３号」を「第３条第３項第３号」に改め、同条第５号中「第３条第２項第４号」を「第３条第３項第４号」に改める。

附　則

１　この条例は、平成22年12月１日から施行する。ただし、第29条の５の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の第８条の３の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年６月24日

金沢市長　山　出　　保

◎金沢市条例第37号

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成３年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「新保本５丁目」を「新保本５丁目　古府町（南部81番地から南部454番地３まで及び南部513番地から南部1098番地２までに限る。）　古府１丁目（74番地から116番地まで、228番地から232番地まで及び259番地から261番地までに限る。）」に改める。

別表第３中「古府町　古府１丁目」を「古府町（南部81番地から南部454番地３まで及び南部513番地から南部1098番地２までを除く。）　古府１丁目（74番地から116番地まで、228番地から232番地まで及び259番地から261番地までを除く。）」に改める。

附　則

この条例は、平成22年７月１日から施行する。

平成22年(2010年)６月24日　印刷　　発行人　　　　　　金　沢　市
平成22年(2010年)６月24日　発行　　発行所　　　　　　金沢市役所
定価　120円　　印刷所　石川県金沢市黒田１丁目65番地　カネモト印刷(株)